

別紙ー5 工事成績評定の留意事項

1 評定の方法について

(1) 考査項目別の評価

監督職員及び検査職員（以下「評定者」という。）は、「工事成績評定」に示すそれぞれの該当考査項目について、別紙ー1～2「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき評価を行います。

(2) 考査項目別の採点及び算出

評定者は、「考査項目別の評価」の評価結果をもとに「工事成績評定表」により評価者ごとの評定点、項目別評定点及び評定点合計を算出します。

2 評定の基本的な考え方について

評定における「評価対象項目」は、関係法令や契約書、共通仕様書、各種技術基準等に基づく事項であり、記載された内容については、そのほとんどが、受注者が遵守すべき内容（「契約事項」）となっています。

「契約事項」は、受注者の責任において自ら遂行（発注者の助言や指導なしに）しなければならないものであることから、基本的に受注者が自主的に実施できない場合は、「評価対象項目」を評価できないこととなります。

このため、監督職員からの指導や助言又は検査職員からの指摘や指導等が多くなるにつれて評価は低くなります。

3 「評価対象項目」の評価の考え方

工事成績評定では、工事を受注して完成させるまでの過程において、監督職員からの指導や助言なしに契約を履行できたかどうか確認して評価を行います。

また、評価に当たっては、「透明性」や「客観性」が求められることから、検査職員は「施工プロセスのチェックリスト」及び「工事打合簿」の記録も踏まえ評価することとしています。

このことを踏まえて、以下のとおり運用します。

- (1) 「工事成績採点表の考査項目別運用表」における「評価対象項目」に「✓」点を付す（評価する）ことができるのは、当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合のみとします。

ただし、当面の間、監督職員からの指導や助言に対する改善が速やかに実施された場合は「✓」点を付すこととします。

検査職員は、検査において「施工プロセスのチェックリスト」（当初請負対象設計額1億円以上の工事）や「工事打合簿」の指摘事項の内容も評価に反映します。

なお、検査時に必要な書類が確認できない場合は、別途提示されても評価しません。

- (2) 受注者が契約不履行に至る可能性が認められた場合は、それを指摘し指導をして改善させることとなりますが、この場合、次のとおり評価します。

ア 第1段階目の指導（通知）

「工事打合簿」により「通知」として指導を行った場合、改善されても「評価対象項

目」に「✓」点は付きません。

イ 第2段階目の指導（改善指示）

「通知」により改善されない場合は、「工事打合簿」により、「指示」として指導を行います。この場合、改善されても、該当する考査項目の細別は「d」評価、改善されない場合は「e」評価となります。

4 コンクリート構造物のクラックについて

ひび割れ抑制対策対象構造物は、鉄筋構造物及び水密性を要求する無筋構造物を対象としており、品質管理は次の(1)から(4)によって評価します。

(1) クラックが調査基準に達していない場合、評価対象から除外します。

(2) クラックが調査基準に達しているが補修基準に達していない場合の取り扱いとは以下のとおりとします。

ア 発生したクラックの調査が適切に行われていれば、評価対象から除外します。

イ 発生したクラックの調査が不適切あるいは未実施であれば、「c」評価とします。

(3) クラックが補修基準に達している場合の取り扱いとは以下のとおりとします。

ア 発生したクラックの調査が適切に行われ、さらに、適切に補修（中間検査においては、適切な補修が計画されているものを含む。以下同じ。）されていれば、評価対象から除外します。

イ 発生したクラックの補修は適切に行われているが、調査が不適切あるいは未実施であれば、「c」評価とします。

ウ 必要な補修が実施されていない場合は、状況に応じて、「d」又は「e」評価とします。

(4) 中間検査で検査を行った箇所も、完成検査時に再度確認することとし、クラックが発生・進展している場合には、これも評価対象とします。

(5) コンクリートひび割れ抑制対策との関連について、県が推奨する温度履歴計測を行う打設管理記録又はこれと同等以上の施工管理を計画し、かつ実施している場合、別紙－1①1. 施工体制Ⅱ. 配置技術者【全体を評価する項目】の3）、別紙－1⑩5. 創意工夫の【品質】2）及び別紙－2①2 施工状況Ⅰ. 施工管理の13）を評価します。ただし、いずれも施工計画書に現場固有条件及びその対策が記述されている場合に限りします。

5 週休2日の確保と評価の関連について

(1) 対象工事及び確認方法は、週休2日工事の実施要領によります。

(2) 週休2日に取り組み、達成が確認された場合は、以下の評価対象項目を評価します。

【週休2日（4週8休）の達成が確認された場合】

（考査項目別運用表 別紙－1③ 2. 施工状況Ⅱ. 工程管理B）

☐ 7）通期の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成した。

【月単位の週休2日（4週8休以上）の達成が確認された場合】

（考査項目別運用表 別紙－1③ 2. 施工状況Ⅱ. 工程管理B）

☐ 8）月単位の現場閉所の日数の割合（現場閉所率）が28.5%（4週8休相当）以上の水準に達する状態を達成するとともに、週休2日の推進に向け、積極的な取組を行った。

(参考) 積極的な取組の例

- ・対象期間の8割以上で完全週休2日を達成した。
- ・週休2日の達成状況を現場に掲示するなど、積極的に取り組んでいることをPRした。
- ・定期安全研修、訓練等においてパンフレットを配布する等、下請業者への週休2日の普及に努めた。
- ・月単位の週休2日の達成に向け、年度末等の作業が集中する時期に、会社として支援体制が構築されていた。

【完全週休2日（土日）の達成が確認された場合】

(考査項目別運用表 別紙－1③ 2. 施工状況 II. 工程管理B)

□9) 完全週休2日（土日）以上の水準に達する状態を達成した。

- (3) 週休2日工事（交替制）の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えます。
- (4) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減する措置を行うものとします。
- (5) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合があります。

6 工事特性、創意工夫、社会性等の評価について

(1) 工事特性

当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応した場合に評価します。（都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事等は、安全の確保や各種調整等に困難を伴うため、その履行が適切に行われた場合に評価します。

(2) 創意工夫

工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価します。（企業独自の技術力やアイデア等により品質や安全、工程等が特に改善され、コスト削減、現場での作業効率が上がった場合等に評価します。）

<基本的な考え方>

- ①当該工事において自ら立案実施する意義のある提案であること。
- ②事前に提案されていること（実施前に「工事打合簿」等により提出されている。）
- ③提案内容に期待される効果、特筆すべき便益が確認された場合は、評価の対象とする。
- ④提案内容は、施工期間中、一貫して実施されていること。
- ⑤実施後、具体的な効果を確認できる資料が提出されていること。

※上記の①から⑤の全てに該当する場合、評価対象となります。

<一般的に評価の対象とならない場合>

- ①関係諸法令に規定されている事項。
- ②契約図書、施工管理基準、仕様書等に記載されているもの。
- ③会社全体としての取り組み。
- ④一般的に実施されているもの。（従前評価した内容であっても、時間経過とともに一般的に実施されるようになったものを含む。）

⑤共通仮設費、現場管理費、一般管理費に含まれているもの。

⑥総合評価競争入札方式の技術提案内容。

＜留意事項＞

- ・新製品、新機種を使用することが、必ずしも創意工夫に該当するものではありません。効果を確認できない場合は評価しません。

(3) 社会性等（地域への貢献等）

＜基本的な考え方＞

- ①工事期間中であること。
- ②事前に提案されていること。
- ③当該工事と関連性があること。
- ④設計に計上すべき内容でないこと。
- ⑤地域に恩恵を及ぼす内容であること。
- ⑥地域において当該工事の評価向上に資する内容であること。
- ⑦工事実施における地元の条件処理でないこと。
- ⑧貢献した事実が明確に確認できること。

※上記①から⑧の全てに該当する場合、評価対象となります。

＜参考例＞

- ・周辺環境への配慮、地域の環境美化・保全に貢献するもの。
- ・地域の活性化（教育、文化）への取組みに貢献するもの。
- ・地域の安心、安全に貢献するもの。
- ・公共工事のイメージアップに貢献するもの。

7 施工プロセスのチェックリストと評価の関連について

当初請負対象額1億円以上の工事は、別紙ー4「施工プロセスのチェックリスト」を活用し、評価します。

8 社内の管理基準と評価の関連について

社内の管理基準に基づく管理については、以下のとおり評価します。

- ①社内の管理基準を規格値より厳しく定め、その基準に収まるための方策（基準内に収めるための工夫）を施工計画書に明記してること。
- ②社内の管理基準を超えた場合の対応を施工計画書に明記していること。
- ③管理図表に社内管理基準値を明示していること。

9 出来形の評価について

(1) 評価方法

- ・監督職員は、測定値のばらつきのみで判断します。
- ・検査職員は、測定値のばらつきと評価対象項目の評価数で判断します。
（考査項目別運用表のとおり）

(2) ばらつきの判断

- ・主たる工種（原則として最も金額の大きい工種）で判断します。

- ・同程度の金額の工種が複数ある場合、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。
- ・同種の構造物（施工管理基準の章、節、条、枝番が同じ）でばらつきを判断します。
- ・連続して機能する構造物も同種の構造物としてばらつきを判断します。

（例：排水構造物）

- ・メーカー型枠等を使用する制作工事及び区画線工は、ばらつきで判断しません。

（例：異形ブロック制作工等）

- ・必要以上に設けた測定値は、ばらつきの判断の対象としません。

（３）不可視部分（工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分）が無い工事の評価

切土のみの工事等、不可視部分が無い工事について、出来形及び施工状況が写真等により確認できる場合は、以下の評価対象項目に理由を記入の上、評価します。

（**考查項目別運用表 別紙－２② ３．出来形及び出来ばえ** **Ⅰ．出来形**

☐ ６）その他（理由：出来形及び施工状況が写真により確認できる。）

10 品質の評価について

（１）評価方法

①対象工事が、ばらつきによる評価が適切な工事

以下の「②対象工事が、ばらつきによる評価が不適切な工事」及び「③維持修繕工事」以外の工事（一般的な土木工事）

【監督職員】

- ・測定値のばらつきのみで評価します。

【検査職員】

- ・測定値のばらつきと評価値で評価します。

なお、試験結果の打点数が少なく、ばらつきの判断ができない等の場合は、評価対象項目（評価値）だけで判断します。

②対象工事が、ばらつきによる評価が不適切な工事

（例：河川浚渫工事、取壊し工等）

【監督職員】

- ・品質管理項目がないため、「c」評価以下とします。

【検査職員】

- ・評価値のみで評価します。

③維持修繕工事

【監督職員】

- ・評価項目数のみで評価します。

【検査職員】

- ・**考查項目別運用表【16】維持工事又は【17】修繕工事**により品質を評価する場合は、放火項目数のみで評価します。

（２）ばらつきの判断

- ・主たる工種（原則として最も金額の大きい工種）で判断します。
- ・同程度の金額の工種が複数ある場合は、それぞれ評価し最も低い結果を採用します。

- ・同種の材料及び試験項目ごとに判断します。
(例：生コン18-8-40 BBの場合、下線の4種別が全て同一のもの。)
- ・測定数が10点未満の場合は、ばらつき判断不可能とします。
(考査項目別運用表の「試験結果の打点数が少なくばらつきが判断できない場合」とは、10点未満とします。)
- ・測定値は、施工管理基準の試験基準を基本とします。
(必要以上に設けた測定値は、ばらつき判断の対象としません。)
- ・社内の管理基準に基づく管理や、品質確保のための工夫が不十分な場合は、ばらつき判断不可能とします。

11 その他

(1) 施工計画書の評価

施工計画書の提出時期、記載内容等を確認の上、該当する評価対象項目を評価します。このうち、記載内容については、所定の項目が記載され、かつ現場の地形や気象状況等の現場固有の条件を十分に把握し、その対策を記述している場合に評価します。

なお、マニュアル化されたものや、他の工事の使いまわし等で、設計図書や現場条件と施工計画書の内容が不整合となっている場合は評価しません。

(2) 下請業者の引き取り検査の評価

下請業者立会いのもと、元請が引取り検査を実施し、契約条項及び関係法令に照らして適切に履行していることが確認できる場合に評価します。

(3) 工事現場における標示施設等の評価（別紙－1④ 2. 施工状況 IV. 対外関係の6））

周辺住民や通行者等に対し、工事の目的や内容等の情報を工事看板等により分かりやすく周知し、公共事業への理解を深める取組を行った場合に評価します。